

平成30年度板橋区立母子生活支援施設指定管理者  
及び管理運営業務に係る評価結果について

1 指定管理者

- (1) 名称 社会福祉法人 東京都福祉事業協会
- (2) 所在地 東京都北区王子二丁目19番21号
- (3) 指定期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日

2 施設概要

- (1) 施設名 板橋区立母子生活支援施設
- (2) 所在地 非公開
- (3) 開設 昭和27年6月1日（昭和40年4月1日 都から区に移管）
- (4) 設置目的 施設入所した母子家庭の生活の安定を図り、自立に向けて保護支援する。
- (5) 建物概要 敷地面積 2502.43㎡ 建物面積 998.56㎡  
延べ床面積 1851.25㎡  
居室20 緊急一時室2 事務室 集会室 静養室 宿直室  
警備員室 学習室 相談室 心理室 談話室 備蓄倉庫等
- (6) 定員 20世帯

3 事業内容

- (1) 入所者の保護及び支援に関すること
- (2) 施設の維持管理に関すること
- (3) 緊急一時保護事業に関すること
- (4) 区長が必要と認める業務

4 評価概要

- (1) 目的  
板橋区立母子生活支援施設の管理を行う指定管理者の業務に関し、効率的な運営やサービス水準の維持・向上、入居者の安全対策など、指定管理者制度導入目的等に則り適切に管理運営されているかどうか客観的に評価・検証を行い、その結果を施設の管理運営に反映させていくため実施した。
- (2) 評価者 板橋区立母子生活支援施設指定管理者評価委員会
- (3) 評価委員会の構成 5名（外部委員2名、内部委員3名）
  - ・ 立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科教授
  - ・ 板橋区民生・児童委員
  - ・ 板橋区子ども家庭部長
  - ・ 板橋区子ども家庭部子ども政策課長
  - ・ 板橋区福祉部赤塚福祉事務所長
- (4) 財務状況及び労働条件点検  
指定管理者法人の財務状況については、「指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する基本方針（財務状況点検の概要）」により、第三者機関による福祉サービス第三者評価を受けているため省略した。

施設従業員の労働条件点検については、外部専門家に委託し、点検結果を基に評価委員会で評価を行った。

[労働条件点検]

委託先 東京都社会保険労務士会板橋支部  
日時 平成30年6月8日(金)  
場所 板橋区立母子生活支援施設  
内容 書類審査・指定管理者ヒアリング及び従業員面接(5段階評価及び所見)

(5) 指定管理者評価委員会の開催

日時 平成30年8月1日(水) 午後1時から  
場所 板橋区立母子生活支援施設  
内容 資料説明、評価基準・評価シートの作成、書類審査、現地調査及びヒアリング、評価の実施、総合評価の協議・決定

5 評価項目

- (1) 施設の経営方針に関する事項
- (2) 行動規範に関する事項
- (3) 管理体制に関する事項
- (4) 管理活動に関する事項
- (5) 業務改善に関する事項

6 評価方法

評価委員会で決定した評価シートに基づき、現地調査及びヒアリング等により各委員が点検項目ごとに5段階で採点・評価を行い、各委員の採点の合計により総合評価とする。

[評価項目ごとの個別評価の目安]

- 5点 特に優れている(区の要求水準を上回っている)
- 4点 優れている(区の要求水準を満たしている)
- 3点 適正である(区の要求水準を満たしているが、工夫の余地がある)
- 2点 さらに努力が必要である(区の要求水準を満たすために、改善努力が必要)
- 1点 改善すべき点がある(原点に立ち返り、計画や体制の抜本的な改革が必要)

[総合評価基準]

- 675点以上(750点満点の90%以上)・・・ 特に優れている
- 600点以上(750点満点の80%以上)・・・ 優れている
- 450点以上(750点満点の60%以上)・・・ 適正である
- 300点以上(750点満点の40%以上)・・・ さらに努力が必要である
- 299点以下(750点満点の40%未満)・・・ 改善すべき点がある

7 評価結果

適正である

評価点 592点(750点満点の60%以上)

※詳細は、別紙「板橋区立母子生活支援施設指定管理者評価委員会 総合評価」のとおり